印西市教育委員会　児童・生徒表彰基準

1　趣旨

印西市教育委員会児童・生徒表彰規程に基づき、学芸・スポーツ等の分野で優れた成績を収めた児童・生徒及び他の模範となる顕著な活動を行った児童・生徒を表彰するため、必要な基準を定める。

2　表彰の対象

印西市内に在住する又は印西市内の小・中学校に在籍する児童・生徒（団体を含む。）で、次のいずれかに該当する者

（1）学芸部門

作文、絵画、書道、音楽、科学研究その他の学芸分野において、県大会以上の規模の大会、コンクール等で優秀な成績を収めた者

ア　国、地方公共団体、教育委員会その他の公的機関又はこれらに準ずる団体が主催、共催又は後援する大会、コンクール等を基本とする。ただし、それ以外の団体が主催する大会、コンクール等であっても、参加者を広く募集しており、大会等の目的、参加資格、審査方法その他必要な事項を確認できる場合は、対象とすることができる。

イ　優秀な成績とは、原則として、順位が定められている場合は３位以内、順位が定められていない場合は３位以内に相当する賞の受賞とする。なお、賞の位置付けが明確でない場合は、審査結果等を確認の上、個別に判断する。

ウ　個人で参加する大会等は、当該種目・部門の参加者数が16人未満、団体で参加する大会等は当該種目・部門の参加チーム数が８チーム未満の場合は、原則として対象としない。ただし、予選等による選考を経て開催される決勝大会等で、選考過程を確認できる場合は、この限りでない。

エ　検定、本選への出場資格を得るためだけに開催される選考会、記録会及び予選会等は対象としない。ただし、大会等を兼ねるものは対象とする。

オ　印西市長賞、印西市議会議長賞など、印西市の名称を冠した賞の受賞は対象としない。

（2）スポーツ部門

スポーツ分野において、県大会以上の規模の大会で優秀な成績を収めた者

ア　国、地方公共団体、教育委員会その他の公的機関又はこれらに準ずる団体が主催、共催又は後援する大会を基本とする。ただし、それ以外の団体が主催する大会であっても、参加者を広く募集しており、大会の目的、参加資格、競技方法その他必要な事項を確認できる場合は、対象とすることができる。

イ　優秀な成績とは、原則として 3 位以内とする。

ウ　4位以下であっても、大会新記録を記録するなど、特に顕著な成績を収めた場合は対象とする。ただし、全国大会等への出場標準記録を突破したことのみを理由とする場合は対象としない。

エ　個人で参加する大会は当該競技種目の参加者数が 16 人未満、団体で参加する大会は当該競技種目の参加チーム数が 8 チーム未満の場合は、原則として対象としない。ただし、予選等による選考を経て開催される決勝大会等で、選考過程を確認できる場合は、この限りでない。

オ　公開競技、検定、本選への出場資格を得るためだけに開催される選考会、記録会及び予選会等は対象としない。ただし、大会を兼ねるものは対象とする。

(3)その他部門

学芸部門及びスポーツ部門以外で、救命活動、継続的な地域活動、ボランティア活動等、他の模範となる顕著な活動を行った者

3　表彰種類

(1)個人表彰

ア　個人で参加した大会等(テニス、卓球等の複数人数で参加する競技であっても大会等で個人戦として扱われる場合を含む。)

イ　市外に籍(事務局)を置く選抜チーム、クラブチーム等の一員として参加した大会等

(2)団体表彰

ア　市内小・中学校に所属する部活動、クラブ活動等の団体

イ　市内に籍(事務局)を置く選抜チーム、クラブチーム等で市内小・中学生を含むチームが参加した大会等。ただし、チーム内の市内小・中学生が少数である場合は、個人表彰とすることができる。

4　表彰の期間及び回数

(1)表彰の対象となる実績の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(2)表彰は、原則として同一年度の実績について個人又は団体につき 1 回とする。

(3)表彰式の開催後に被表彰者を決定した場合は、表彰状及び記念品の伝達をもって表彰式に代えることができる。

5　推薦及び審査

(1)推薦は、原則として児童・生徒の保護者から受け付ける。

(2)推薦に当たっては、表彰の対象となる実績を確認できる資料を添付するものとする。

(3)教育委員会は、推薦された内容について審査し、被表彰者を決定する。

(4)教育委員会は、必要に応じて推薦によらず被表彰候補者を把握し、関係者に実績の確認を求めることができる。